

**電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の  
一部を改正する省令案等に関するパブリックコメント  
J E M A 提出意見**

○意見提出先：経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部  
新エネルギー課

○意見案の公示日 : 2021年 2月 8日 (月)  
意見募集期間 : 2021年 2月 8日 (月) ~ 3月 9日 (火)  
JEMA意見提出日 : 2021年 3月 5日 (金)

**■ 提出意見 ■**

< 該当箇所 >

調達価格等算定委員会の「令和3年度以降の調達価格等に関する意見」  
太陽光発電設備（10kW以上50kW未満）地域活用要件について

< 意見 >

2020年度より、自家消費型の地域活用要件を設定している10kW以上50kW未満の太陽光発電については、当該規模の2020年度の認定件数が激減していることを鑑み、2022年度に向けては、実状を踏まえた地域活用要件の見直しを検討いただくよう要望いたします。具体的には、自家消費の重点化は調達価格の設定で誘導しつつ、自家消費比率の設定を撤廃し、災害時の自立運転機能のみを要件とすることが適当です。

当該規模は、狭小な設置場所が多い日本にあっては、今後も太陽光発電システムの導入拡大に重要な容量帯です。小規模太陽光発電について自家消費を重点化する方針は、FIT制度だけでなく、需給一体型の普及に向けた環境整備とのセットで進める必要があります。また、FIP制度の対象化に向けて、蓄電池等の分散型エネルギーリソースと組み合わせた実証事業における検証なども効果的であると考えます。

特に、小規模太陽光発電がFIP制度の対象となる環境整備が整うまでは、これまでに形成された太陽光発電市場を縮小させることがないよう、FIT制度の地域活用要件はできるだけシンプルな制度とすることが望ましいと考えます。

以上

問い合わせ先：JEMA電力・エネルギー部  
TEL03-3556-5885